

○播磨町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月27日要綱第6号

播磨町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容及び実施方法)

第4条 町長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第一号事業）

ア 訪問型サービス（第一号訪問事業）

(ア) 介護予防型訪問サービス 指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

(イ) 生活援助型訪問サービス 指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護の人員等を緩和した基準によるサービス

(ウ) シルバーエプロンサービス 公益社団法人加古郡広域シルバー人材センターに委託し実施する旧介護予防訪問介護の人員等を緩和した基準によるサービス

イ 通所型サービス（第一号通所事業）

(ア) 介護予防型通所サービス 指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

(イ) 生活援助型通所サービス 指定事業者により実施する旧介護予防通所介護の人員等を緩和した基準によるサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業） 地域包括支援センター等により実施する介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業を利用することができる対象者は、次の各号のいずれかに該

当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当した第一号被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 前条第2号に掲げる事業を利用することができる対象者は、第一号被保険者とする。

(第一号事業に要する費用の額)

第6条 第一号事業に要する費用の額は、事業区分ごとに別表第1で定める単位数に、次の各号に定める額を乗じて算定するものとする。

(1) 第一号訪問事業 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に播磨町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 第一号通所事業 単価告示の規定により10円に播磨町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により第一号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3 当該費用の算定にあたっては、前各項に掲げるほか、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

(第一号事業支給費の割合)

第7条 第一号事業支給費の割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防型通所サービス及び生活援助型通所サービスについては別表第1で定める額に100分の90を乗じた額

(2) 介護予防ケアマネジメントについては別表第1で定める額に100分の100を乗じた額

2 第一号被保険者であって、法59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）にかかる第一号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 第一号被保険者であって、法59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第1項の規定を適用する場合には、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第一号事業支給費の額の特例)

第8条 町長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第一号事業支給費の額の特例に関する基準は、法第60条の規定に準じる。また、その手続きは播磨町介護保険規則（平成12年規則第11号）第3条の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の適用を受けている居宅要支援被保険者は、第一号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(審査及び支払)

第9条 町長は、第一号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により兵庫県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額（以下「事業対象者支給限度額」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の自立支援を推進するものとして町長が必要と認めた場合には、その必要と認める範囲内において前項の事業対象者支給限度額を超える額を事業対象者支給限度額とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 町長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(指定事業者により実施する第一号事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第12条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1) 介護予防型訪問サービス

施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準。この場合において、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(2) 生活援助型訪問サービス

播磨町生活援助型訪問サービス及び生活援助型通所介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）に規定する基準

(3) 介護予防型通所サービス

施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(4) 生活援助型通所サービス

基準要綱に規定する基準

(指導及び監査)

第13条 町長は、第一号事業の適切かつ有効な実施のため、第一号事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(事業実施者の要件)

第14条 指定事業者及び、法又は施行規則の規定により委託又は補助を受けて総合事業を実施する者（以下「総合事業実施事業者」という。）は、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2項第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

2 総合事業実施者は総合事業を実施するに当たっては、暴力団等の支配を受けてはならない。
(事業受託者)

第15条 総合事業の委託を受けた者（以下「事業受託者」という。）は、総合事業の実施に係る経費を他の事業に係る経費と明確に区分し、会計処理を行わなければならない。

2 事業受託者は、サービス利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

3 その他委託に関して必要な事項は、別に委託契約で定める。

(事業の利用料)

第16条 総合事業の利用者は、別表第2に定める利用料を負担するものとする。

2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料は、総合事業を実施する者が、これを徴収する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における総合事業の実施に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

事業名	対象者	サービス利用回数	単位数	加算及び減算
介護予防型訪問サービス	事業対象者、要支援1及び要支援2	週1回程度	地域支援事業実施要綱別添1に定める単位数	地域支援事業実施要綱別添1に準ずる。
	事業対象者、要支援	週2回程度		

	1 及び要支援2			
	要支援2	週2回を超える場合		
生活援助型訪問サービス	事業対象者、要支援1 及び要支援2	週1回程度	地域支援事業実施要綱別添1に定める単位数に100分の80を乗じた単位数	地域支援事業実施要綱別添1に準ずる。ただし、生活機能向上連携加算は適用せず、減算は同一建物減算のみを適用する。
	事業対象者、要支援1 及び要支援2	週2回程度		
	要支援2	週2回を超える場合		
介護予防型通所サービス	事業対象者及び要支援1	週1回程度	地域支援事業実施要綱別添1に定める単位数	地域支援事業実施要綱別添1に準ずる。
	要支援2	週2回程度		
生活援助型通所サービス	事業対象者及び要支援1	週1回程度	地域支援事業実施要綱別添1に定める単位数に100分の80を乗じた単位数	地域支援事業実施要綱別添1に準ずる。ただし、加算については介護職員処遇改善加算のみ適用する。
	要支援2	週2回程度		

別表第2 (第16条関係)

事業名	利用料		
	第一号事業支給費の額が100分の90に相当する額である者	第一号事業支給費の額が100分の80に相当する額である者	第一号事業支給費の額が100分の70に相当する額である者
介護予防型訪問サービス	1割 (第一号事業支給費の額の100分の10)	2割 (第一号事業支給費の額の100分の20)	3割 (第一号事業支給費の額の100分の30)

生活援助型訪問サービス			
シルバーエプロンサービス	1回につき150円		
介護予防型通所サービス	1割（第一号事業支給費の額の100分の10）	2割（第一号事業支給費の額の100分の20）	3割（第一号事業支給費の額の100分の30）
生活援助型通所サービス			